

令和5年度事業報告書

1 運営事項

(1) 理事会の開催

令和5年度は、理事会が3回、対面方式及びZoom会議システム方式により開催され、総会・理事会に関連する事項、ADR規程の改正（オンライン調停関連）、情報公開規程の改正、印章管理規程の新設、相談室代表及び養育費等相談支援センター長の交代、業務執行理事による業務執行状況報告等が承認された。

定款第37条によるみなし決議については1回開催され、正会員の入会承認及びADR規程の改正（執行力付与関連）等の承認が行われた。

(2) 正会員、特別会員及び賛助会員の増減について（第1号議案参考資料①）

令和6年4月1日現在の正会員数は233人（令和5年3月31日現在と比較して9人増）、特別会員数は745人（同13人増）、賛助会員は226人（同5人減）、会員合計1204人（同17人増）となっており、令和5年4月1日1220人と比較すると、16人減となっている。

なお、法人会員数は5法人である。

(3) 財政事情

各相談室ともコロナ禍による事業活動の自粛から回復基調となったことによって事業収益が大幅に増え、ほぼコロナ禍前の水準に戻った。また、養育費等相談支援センター事業の受託契約金が増額したことや各相談室が自治体等から受託する事業が増えたこと等により、事業受託収益も増加した。

一方、事業活動の回復に伴い人件費や会場借上げ料等の必要経費が増加した。また、東京相談室において事務室内の耐震化及び事業関係の個人情報の保護を強化するため、壁面収納庫を整備した。

結果、令和5年度の当期一般正味財産増減額は最終的に約400万円にとどまった。今後も事業の活性化、経費の削減等により財政基盤の安定化を図る必要がある。

(4) 管理運営

ア 事業検討委員会、業務執行役員会

事業検討委員会は、対面方式及びZoom会議システム方式により、ほぼ毎月実施され、必要事項の協議を行ったほか、本部、各相談室、東京相談室各事業部及び養育費等相談支援センターからの報告を受けて情報の共有に努めた。また、事業検討委員会での検討結果を各相談室へ連絡した。

拡大業務執行役員会は、令和5年8月及び令和6年1月に実施した。東京相談室後見事業部の過誤事案への対応、次年度の役員改選などが検討された。

イ 事務長事務打合せ

全国相談室の事務長事務打合せは、令和5年4月20日及び10月19日、対面方式及びZoom会議システム方式により開催された。内容は、(1)当法人全体の運営にかかる経費を各相談室が分担することについて、(2)面会交流支援機関

を認証する機関（ACCSJ）への対応について、(3)プライバシーマークの取得に伴う個人情報の管理について、(4)新規会員の獲得方法などが議論された。(1)及び(2)については2年越しの協議テーマとなったが、全相談室の合意を得ることができた。

ウ 面会交流支援担当者連絡会

各相談室において面会交流支援を担当する支援者の連絡会は、令和5年7月及び令和6年2月、対面方式及びZoom会議システム方式により開催された。内容は、再婚家庭における支援の在り方や支援条件、子どもに障害がある場合の支援の在り方、自立に向けた支援の在り方等について意見交換し、また、他の面会交流支援機関の状況についても情報交換がなされた。

エ 会計担当者事務打合せ

各相談室において会計事務を担当する会員との事務打合せは、令和6年2月、対面方式及びZoom会議システム方式により開催された。内容は、インボイス制度への対応、各相談室における事務処理上の諸問題等について意見交換がなされた。

オ 各相談室の事業運営

各相談室とも、定例会議を実施し、相談室通信等を作成、配布し、所属の会員のみならず、全国の相談室への情報発信も積極的に行っている。

各相談室から本部宛に送信される定例報告は、シノロジーの各相談室共有フォルダに保存し、全相談室から閲覧可能となっている。

2 事業内容

(1) 本部事業

ア 家庭問題情報誌「ふあみりお」の発行配布

日本宝くじ協会の助成を受け、「ふあみりお」を全国3,300件の関係機関、個人等に無料配布するとともに、ホームページにバックナンバーを掲載した。

本年度は89号から91号を発行したが、各号の令和家族考、アラカルト、海外トピックスのテーマ及び執筆者は次の通りである。

第89号については、令和家族考「親の離婚を経験する子どもの気持ち」、アラカルト「ボストン在留邦人のメンタルヘルスーサポートシステムの構築と活用」、海外トピックス「私にとってのオープンダイアローグとはー他者とともに変わっていく対話を求めてー」を掲載した。

第90号については、令和家族考「事実に接近する作法」、アラカルト「シンガポールで広く読まれる『離婚した両親への手紙』ー争い続ける父母が子どもの心の声を聞くためにー」、海外トピックス「米国における離婚ODRの発展ー当事者の負担を軽減するためのウェブサービスの実例と日本への示唆」を掲載した。

第91号については、当法人の設立30周年記念特別号として、片山登志子弁護士の記念講演「子ども養育支援の重要性とFPICへの大きな期待～当事者の代理人弁護士の経験から～」の抄録、「FPIC30年の歩み」を掲載した。

イ 定期的掲載原稿

日本加除出版社『戸籍時報』の「家庭問題よろず相談室」、同『住民行政の窓』の「ファミリーカウンセラーの窓から」、人権擁護協力会『人権のひろば』の「家庭問題カウンセリングルーム」等のコラム欄を会員が分担執筆した。

ウ 啓発図書の出版・販売

令和5年度に新しく出版した刊行物はない。従前から引き続いて販売、頒布しているものは次のとおりである。

- ①「面会交流支援の現状と課題Ⅱ」平成30年、大阪相談室（1,500円税込）
- ②「別居・離婚後の子の最善の利益の実現と親子関係の再構築—面会交流の実情と考察—」（一般財団法人司法協会助成の調査研究報告書）平成28年、（司法協会の了解を得て販売1,000円税込）
- ③「離婚した親と子どもの声を聞く—養育環境の変化が子どもに及ぼす影響—」平成17年（800円税込）
- ④「子どもが主人公の面会交流—離婚後も子どもの成長を支える父母からの贈り物—」平成24年（324円税込）

エ 広報

- ① 令和5年度、マスコミなどからの取材が全国で11件あった。
- ② 各相談室においてホームページを作成しているが、近年はホームページが情報発信の起点となっていることから、一層の工夫が必要である。本部のホームページには法人特別会員のページを設けて、当法人の運営方針を紹介しつつ、法人特別会員の募集記事を掲載し、現時点での法人特別会員を紹介するコーナーを設けた。なお、本部のHPのアドレスが変更となったことから、パンフレットなどの印刷物の記載は注意を要する。
- ③ 情報公開規程に基づき、定款、運営細則、各種規程、役員名簿、財務諸表等をホームページに掲載して一般の閲覧に供している。

オ 個人情報保護

個人情報保護に関する社会的な信頼を高めるため、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得した（登録番号第10940051号）。当法人の事業の多くは個人情報を取り扱う内容であることから、会員各人が認識を高め、安全で確実な事務を継続して行ってゆく必要がある。なお、プライバシーマークの契約期間は令和5年3月1日から同7年2月28日までであるため、更新に向けた手続が必要となる。

（2）相談事業及び調停手続事業（ADR）（第1号議案参考資料②）

ア 相談事業

面接相談は403件で前年度509件から21%減少、電話相談は1,804件で前年度1,924件から6%減少した。ただし、今年度から面会交流に関する相談件数を分けて統計を取った（分類可能な相談室に限る）ところ882件計上され、これらを合計すると3,089件の相談を受けたことになり、前年度合計の2,433件から27%増加している。よって、相談事業への需要、期待は増加していると言える。

イ 地方公共団体等からの委託事業（第1号議案参考資料③）

東京相談室は自治体や関係機関等7か所から、大阪相談室は自治体や関係機関等8か所から、千葉相談室は松戸市等2自治体から、宇都宮相談室は小山市から、広島相談室は自治体や関係機関等2か所から、横浜相談室は関係機関から、新潟相談室は富山県からそれぞれ事業委託を受け、相談員や講師の派遣を行っている。また、東京相談室及び広島相談室は相談員の派遣だけでなく、離婚前後の親支援講座の実施についても受託している。

特に、東京相談室で受託した石川県からの委託事業は、面会交流に関する当事者相談をオンラインで対応する新たな形式の事業内容であり、遠隔地の自治体等への支援モデルとなり得ると言えよう。

ウ 調停手続事業（ADR）

令和5年度の受理件数は、東京相談室、大阪相談室及び名古屋相談室合計で20件であり、前年度から30%増加した。

当法人のADR規程は令和5年度後半に2度の改正を行い、オンライン調停を可能とし、さらに執行力付与に関する規程を設けた。

家族法の改正に伴いADR事業が注目されつつある。

(3) 親子の面会交流支援事業

ア 各相談室における面会交流支援事業

令和5年度の新受件数は全相談室で345件と前年度379件から9%減少した。一方で、支援回数は6,641回と前年度6,234回から約7%増加しており、コロナ禍が一段落したことにより、支援を実施する件数は益々増加している。事前相談件数も623件あり、面会交流支援への期待と需要は益々高まっている。

また、東京相談室、名古屋相談室、新潟相談室及び松山相談室等では、オンラインによる面会交流支援も日常的になりつつある。

イ 地方公共団体等からの面会交流支援事業の受託

東京相談室、大阪相談室、千葉相談室、広島相談室及び新潟相談室は、それぞれ、自治体や母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関から面会交流支援事業の委託を受けている。

(4) 後見、後見監督等に関する事業及び公正証書遺言者への支援事業

ア 後見事業

後見事業の新受件数は全相談室合計で22件であり、前年度32件から約30%減少、旧受件数は234件であり、前年度253件から8%減、既済が16件であり、前年度29件より45%減少となった。

件数は減少傾向にあるが、当事者対応が困難な事例が増加し、長期化する事例も増えていることから、担当者に対する指導、助言やサポート態勢を充実させることが課題である。また、どこの相談室でも担当者自身が高齢化している現状から、被後見人の財産管理を安全に確保するため、過誤を未然に防止するための工夫が求められる。

イ 公正証書遺言者への支援事業

公証役場への証人推薦件数は、全相談室合計が8,515件であり、前年度7,907

件から8%増加した。

各相談室とも証人候補者となる会員に対する研修を実施し、公証役場や遺言作成者からの信頼を損なうことのないように対策を講じている。

- (5) 家庭問題に関する調査・研究事業、セミナー・講演会の開催事業、講師・鑑定人の推薦事業、子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦事業

ア 家庭問題に関する調査・研究事業

各相談室は、相談、面会交流支援及び後見事務に関する事例の分析・研究を継続して実施した。

イ セミナー事業

東京相談室では成年後見に関するセミナーを実施し、大阪相談室では無料相談会及び面会交流説明会を実施した。

ウ 講師・鑑定人の推薦事業

① 講師派遣は全相談室合計81件となり、前年度112件より約28%減少した。依頼の内容は、離婚後の親子の面会交流、養育費確保等に関する問題が多い。今後は、家族法の改正により夫婦・親子についての社会的な関心が高まり、法改正に關係する講演の依頼が増加するものと考えられる。

② 令和5年度の鑑定人の推薦依頼はなかった。東京相談室で刑事鑑定に関する相談が2件あり、いずれも刑事弁護人からの相談（コンサルテーション）だったが、実施には至らなかった。

エ 子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦

全相談室合計で22件、前年度30件からさらに27%減少した。内容はほとんどが執行補助者としての依頼だった。執行官等が執行補助者に対する理解を深めることにより、当法人への期待が高まっている。

なお、ハーグ条約に基づく子の返還を実現するための子の引渡しの強制執行については依頼がなかった。

(6) 家庭問題に関する公的機関からの受託事業

ア 養育費等相談支援センター事業（第1号議案参考資料④）

養育費等相談支援センター事業は、令和5年度からこども家庭庁に移管され、「養育費・親子交流相談支援事業」と名称変更して、一般競争入札により受託した。

主要な事業内容は、①自治体の相談員等に対する相談支援、②ひとり親家庭や離婚を考えている当事者に対する相談支援、③自治体の相談員等に対する研修、④ホームページ、セミナー等による広報・情報提供などである。

このうち、①及び②の令和5年度の相談件数は4,413件であり、前年度3,880件より約14%増加したが、コロナ禍前の令和元年度の5,660件には達していない。一方、ホームページ上に設けたチャットボットの利用件数は養育費等の手続関係を中心に4,494件となり、前年度2,198件からほぼ倍増しており、養育費等に関する手続相談のニーズが高いことがうかがえた。

③自治体の相談員等に対する研修については、全国研修会、専門相談員等研修会、地域研修会（全国8か所）を実施した。また、自治体等が実施する支援

員等向けの研修会への講師派遣は72件で、全国の相談室から講師を派遣した。

④広報・情報提供として、一般の方向けのセミナーは大阪市及び立川市で実施し、情報誌「ニュースレター」は30号及び31号を発行して全国の自治体等に配布した。

なお、同事業は令和6年度も継続して受託している。

イ ハーグ条約に係る面会交流支援事業

令和5年度も外務省からの受託団体の認証を得たが、同年度中に支援の依頼はなかった。

なお、令和6年度も外務省から受託団体としての認証を受けた。今後は、オンラインによる面会交流支援についても依頼があれば実施する予定である。

ウ 地方公共団体等関係機関からの委託事業

上記(2)のイに記載したとおり、地方公共団体や関係機関からの事業委託が増加している。家族法が改正されたことに伴い、自治体等が離婚やそれに伴う養育費・面会交流に関する相談や支援について益々関心を高めることが予想される。よって、今後も事業委託に関する相談や打診が増えることが予想されることから、各相談室の特色を生かしつつ、関係機関との連携を一層進めてゆく必要がある。

資料① 会員数増減表

令和6年4月1日現在

F P I C会員数（令和5年3月31日現在）

相談室	東京	大阪	名古屋	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡	松山	合計
正会員	84	40	16	32	7	11	8	12	3	7	4	224
特別会員	318	51	66	66	18	24	5	115	21	22	26	732
賛助会員	13	38	21	3	8	80	18	0	22	24	4	231
合計	415	129	103	101	33	115	31	127	46	53	34	1187

注 法人特別会員は5団体

F P I C会員数（令和6年4月1日現在）

相談室	東京	大阪	名古屋	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡	松山	合計
正会員	81	49	18	32	7	11	8	12	4	7	4	233
特別会員	314	61	67	71	20	24	5	113	20	22	28	745
賛助会員	13	37	18	3	8	70	28	0	23	24	2	226
合計	408	147	103	106	35	105	41	125	47	53	34	1204

注 法人特別会員は5団体

資料② 事業統計

令和5年度相談室別事業統計（2023.4.1～2024.3.31） 全国ファミリー相談室集計

	東京	大阪	名古屋	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡	松山	令和5	令和4
相談	面接	45	47	14	129	108	10	14	35	1	0	403	509
	電話	1,047	0	103	61	386	41	0	50	44	72	1,804	1,924
面会交流	面会交流相談	363	0	162		262		0	79		16	882	-
	新受件数	116	52	36	29	22	19	6	38	12	8	7	345
既済件数	旧受件数	483	75	69	61	23	47	12	69	21	16	14	890
	既済件数	119	51	25	16	4	15	11	29	12	9	5	296
支援回数	支援回数	3,275	512	571	421	301	305	95	808	134	79	140	6,641
	事前相談件数	309	98	62	49			89		16		623	-
親方イダンス	回数	21		0	1		9	0	0	0	1		32
	参加人數	169		0	3		30	0	0	0	2		204
ADR	新受件数	10	8	2	-	-	-	-	-	-	-	20	15
	旧受件数	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	2	3
鑑定	既済件数	9	8	2	-	-	-	-	-	-	-	19	15
	民事	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0
講師派遣件数	刑事	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	1
	講師派遣件数	23	11	2	37	0	1	3	2	0	0	2	81
取材（広報）件数	セミナー	2	0	0	0	2	7	0	0	0	0	11	19
	開催日（人數）	セミナー 9月30日 (参加20人)	開催日（人數） 9月30日 (参加20人)	セミナー 9月30日 (参加20人)									
後見	新受件数	6(0)	0	0(0)	16	0	-	-	0	-	-	22(0)	32
	(未成年後見は内数) 既済件数	75(7)	4(1)	9(0)	143(1)	1	-	-	2	-	-	234(9)	253
証人推薦件数	既済件数	8(2)	1(1)	0(0)	6	1	-	-	0	-	-	16(3)	29
	子の引渡し強制執行立会人 又は補助件数	2,510	2,791	429	843	89	154	0	1,316	143	240	8,515	7,907

※1 本統計票は相談室における事業のみを記載し、委託事業については別紙に計上する。

※2 相談件数は、面接相談及び電話相談に分けて計上し、さらに面会交流相談を別カウントしている相談室のみ外数で計上する（東京のかるがも電話相談など）。

※3 面会交流の新受件数は、当該年度に新規契約に至ったと判断できた件数を計上する（支援契約が成立したとみなされれば、支援実施の有無を問わない。）。

※4 面会交流の支援回数は、新受・旧受・既済の別なく、また、支援の種類を問わず、支援を実施した回数を計上する。

※5 面会交流の事前相談（事前面談・事前面接）は支援契約に係る内容であり、一般相談と別カウントしている相談室のみ、父母を個別に計上し、更新面談や中間面談は含めない。

※6 講師派遣件数は、相談室が自治体などからの依頼を受けて派遣した件数とし、養育費等相談支援センターからの派遣要請は別紙に計上する。

※7 後見件数は、成年後見と未成年後見を合わせて計上し、カッコ内に未成年後見を内数で計上する。

※8 証人推薦の件数は、依頼により証人を派遣した件数を計上する。

令和5年度 各相談室における委託事業統計（事業統計別紙）

(東京ファミリー相談室)		(大阪ファミリー相談室)		(千葉ファミリー相談室)		(広島ファミリー相談室)	
委託元	委託事業	委託元	委託事業	委託元	委託事業	委託元	委託事業
1 東京都ひとり親家庭支援センターはあと支援センター	面会交流支援事業 支援件数 8	八尾市役所 支援回数 96	相談員派遣 45回59件	内電話相談28件	1 松戸市 家庭問題・スーザン・ハイバー	12回 参加者 76	広島県ひとり親家庭等福祉連合会 支援講座回数 5 参加者 42
2 ふじみ野市、西東京市、川口市、葛士見市	面会交流支援事業 支援件数 5	明石市役所 支援回数 54	相談員派遣 12回25件	2 松戸市 家庭問題・職員研修会	2回 参加者 25	2 岡山市 養育費・面会交渉相談事業回数 12 参加者 34	
3 石川県母子寡婦福祉連合会	家庭問題相談 件数 165	豊中市母子寡婦福祉会 相談員派遣 3	12回27件	3 四街道市 市民後見養成講座	8回 参加者 208		
オオンライン相談 回数 4		講師派遣 回数 3	参加者 42	4 咬田市役所 相談員派遣 5	奈良県庁 相談員派遣 24回29件	(宇都宮ファミリー相談室)	
(新潟ファミリー相談室)		6 神戸市母子福祉たなばな会 相談員派遣 60回128件	内電話相談12件、オンライン相談6件	7 滋賀県母子寡婦相談員派遣 社のぞみ金 4回6件	委託元	委託元	委託事業
委託元	委託事業	8 池田市役所 相談員派遣 12回11件	1 小山市 家庭内困りごと相談 30件 参加者 20人	1 乳児相談員派遣 保護協会 10件			
1 富山県	面会交流支援事業	実施なし					

令和5年度（2023年度）相談件数（電話・メール）の推移（グラフ）

作成日 2024.04.03

